

地球温暖化対策税について

平成21年11月18日

環 境 省



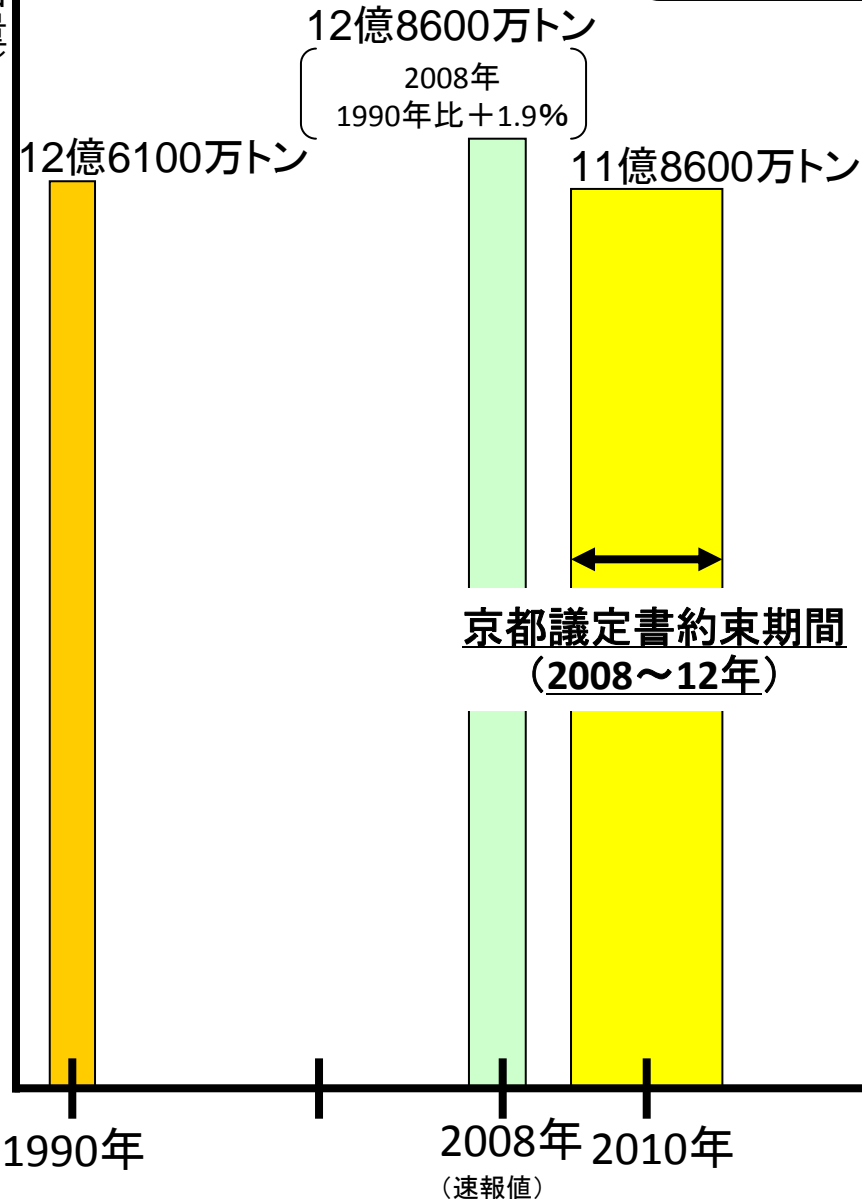
削減目標

- IPCCの議論を踏まえ、先進国は、率先して排出削減に努める必要。
- わが国も長期の削減目標を定めることに積極的にコミットしていくべき。
- 中期目標は、**1990年比で言えば2020年までに25%削減**を目指す。
- 国内排出量取引制度や、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入、**地球温暖化対策税**の検討をはじめとして、あらゆる政策を総動員して実現を目指していく決意。
- 世界の全ての主要国による、公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築が不可決。
- すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意が、我が国の国際社会への約束の「前提」。

我が国の中長期目標について

日本の温室効果ガス排出量

(排出量)



中期目標 (9/22鳩山総理発表)
(1990年比-25%)

- ・2013年以降の国際枠組みを、今年(2009年)末の
コペンハーゲン会議(COP15)での合意に向け交渉中
- ・EU(1990年比-20%)、米国(2005年比-14%)

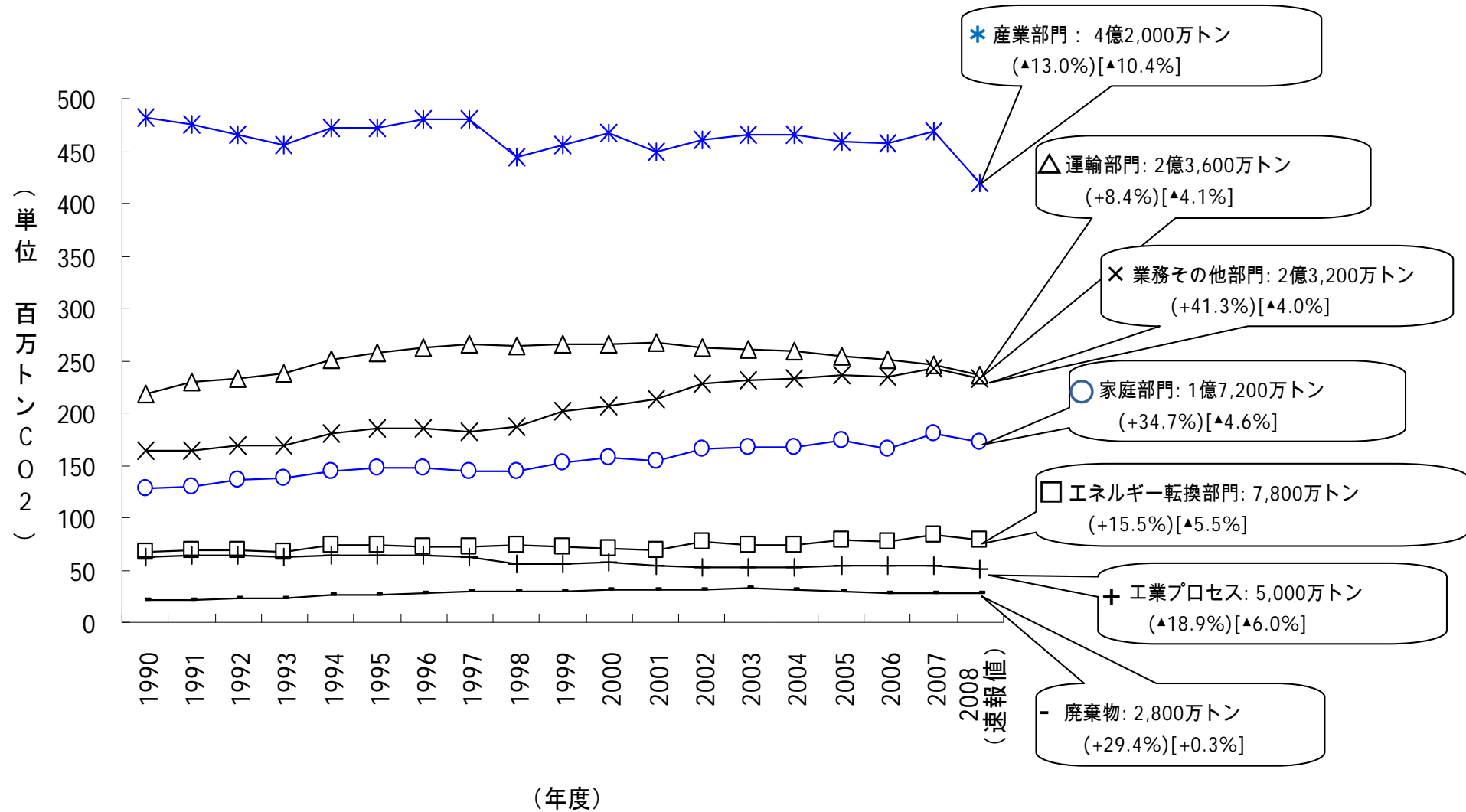
長期目標 (2050年)

80%削減

(気候変動交渉に関する
日米共同メッセージ)

2050年

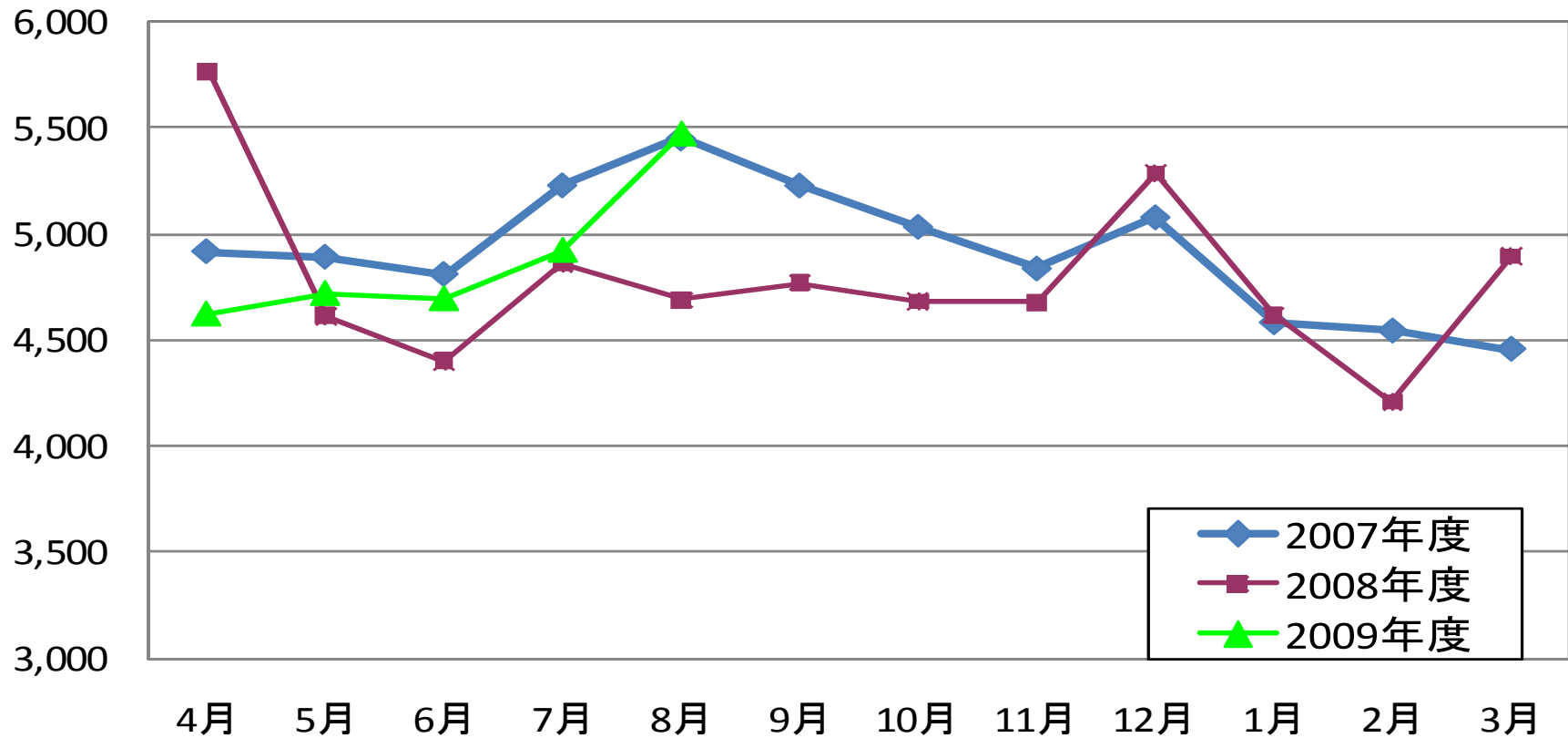
部門別二酸化炭素排出量の推移(電熱配分後)



ガソリン販売量の推移

金融危機の影響による景気後退にも関わらず、ガソリンの販売量は落ち込んでいない。

(単位: 千kl)



諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯

| | | |
|---|--------|---|
| 1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉(1990年～)など | | |
| ・1990年 | フィンランド | いわゆる炭素税(Additional duty)導入 |
| ・1991年 | スウェーデン | 二酸化炭素税(CO2 tax)導入 |
| | ノルウェー | 二酸化炭素税(CO2 tax)導入 |
| 1992年 気候変動枠組条約採択【1994年3月発効】、6月 地球サミット(リオデジャネイロ) | | |
| ・1992年 | デンマーク | 二酸化炭素税(CO2 tax)導入 |
| | オランダ | 一般燃料税(General fuel tax)導入 |
| ・1993年 | イギリス | 炭化水素油税(Hydrocarbon oil duty)の段階的引上げ(～1999年) |
| ・1996年 | オランダ | 規制エネルギー税(Regulatory energy tax)導入 |
| 1997年 京都議定書採択【2005年2月発効】 | | |
| ・1999年 | ドイツ | 鉱油税(Mineral oil tax)の段階的引上げ(～2003年)、電気税(Electricity tax)導入 |
| | イタリア | 鉱油税(Excises on mineral oils)の改正(～2005年まで段階的引上げ。石炭等を追加) |
| ・2001年 | イギリス | 気候変動税(Climate change levy)導入 |
| <参考> 2003年10月 「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」公布【2004年1月発効】 : 各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定 | | |
| ・2004年 | オランダ | 一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合(石炭についてのみ燃料税として存続(Tax on coal))。規制エネルギー税をエネルギー税(Energy tax)に改組 |
| ・2006年 | ドイツ | 鉱油税をエネルギー税(Energy tax)に改組(石炭を追加) |
| ・2007年 | フランス | 石炭税(Coal tax)導入 |
| ・2008年 | スイス | 二酸化炭素税(CO2 levy)導入 |

日本とEU諸国のCO2排出量1トン当たりのエネルギー課税の税率の比較

(2009年4月現在)

| | ガソリン | 軽油 | 重油 | 石炭 | 天然ガス |
|--------|--|--|--|--|--|
| 日本 | 24,052 (円) 〔揮発油税：23,173 石油石炭税：879〕 | 13,034 (円) 〔軽油引取税：12,255 石油石炭税：779〕 | 753 (円) 〔石油石炭税：753〕 | 291 (円) 〔石油石炭税：291〕 | 400 (円) 〔石油石炭税：400〕 |
| イギリス | 38,681 (円) 〔炭化水素油税：38,681〕 | 34,286 (円) 〔炭化水素油税：34,286〕 | 6,116 (円) 〔炭化水素油税：6,116〕 | 881 (円) 〔気候変動税：881〕 | 1,481 (円) 〔気候変動税：1,481〕 |
| ドイツ | 39,424 (円) 〔エネルギー税：39,424〕 | 25,115 (円) 〔エネルギー税：25,115〕 | 1,267 (円) 〔エネルギー税：1,267〕 | 510 (円) 〔エネルギー税：510〕 | 1,677 (円) 〔エネルギー税：1,677〕 |
| フランス | 36,557 (円) 〔石油産品内国消費税：36,557〕 | 22,873 (円) 〔石油産品内国消費税：22,873〕 | 859 (円) 〔石油産品内国消費税：859〕 | 510 (円) 〔石炭税：510〕 | 907 (円) 〔天然ガス消費税：907〕 |
| オランダ | 42,206 (円) 〔鉱油税：42,206〕 | 22,622 (円) 〔鉱油税：22,622〕 | 21,867 (円) 〔鉱油税：21,867〕 | 765 (円) 〔石炭税：765〕 | 10,600～537 (円) 〔エネルギー税〕 |
| フィンランド | 37,768 (円) 液体燃料税 〔-基本税：34,479 -付加税：2,879 -戦略備蓄料：410〕 | 19,435 (円) 液体燃料税 〔-基本税：16,375 -付加税：2,872 -戦略備蓄料：187〕 | 3,112 (円) 液体燃料税 〔-基本税：- -付加税：2,982 -戦略備蓄料：130〕 | 2,595 (円) 電気・特定燃料税 〔-基本税：- -付加税：2,526 -戦略備蓄料：68〕 | 1,277 (円) 電気・特定燃料税 〔-基本税：- -付加税：1,221 -戦略備蓄料：56〕 |
| デンマーク | 33,246 (円) 〔鉱油エネルギー税：31,435 CO2税：1,811〕 | 22,096 (円) 〔鉱油エネルギー税：20,326 CO2税：1,770〕 | 15,103 (円) 〔鉱油エネルギー税：13,277 CO2税：1,826〕 | 13,219 (円) 〔石炭税：11,492 CO2税：1,727〕 | 20,868 (円) 〔天然ガス税：19,049 CO2税：1,819〕 |
| EU最低税率 | 21,625 (円) | 16,124 (円) | 697 (円) | 232 (円) | 412 (円) |

(注1)用途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)

(注2)ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、及び天然ガスについては事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。

(注3)イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、及び天然ガスに対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4)ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、及び天然ガスは事業用の税率。

(注5)フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。

(注6)オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガスは事業用の税率。

(注7)フィンランドのガソリンは改変無硫黄、及び軽油は無硫黄の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり約2,854円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けしている。

(注8)デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、及び天然ガスは非動力用の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり約1,689円に設定されており、表中で網掛けしている。

(注9)EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、及び天然ガスは加熱・事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。

(備考1)各国政府資料、及びEUホームページ「Taxation in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m³)、及び環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」により、ガソリンは「ガソリン」、重油は「A重油」、石炭は「一般炭」、天然ガスは日本については「液化天然ガス」、その他の国については「天然ガス」の係数を用いて換算している。

(備考2)為替レート：1ポンド=約165.72円、1ユーロ=約139.85円、1デンマーク・クローネ=約18.77円(2008年4月から2009年10月までの為替レートの平均値、Bloomberg)

平成22年度税制改正要望 地球温暖化対策税の具体案

| | |
|----------|--|
| 【課税の仕組み】 | <p>①原油、石油製品(ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料)、ガス状炭化水素(天然ガス、LPG等)、石炭を対象に、輸入者、採取者の段階で課税(石油石炭税の納税システムを活用)</p> <p>②ガソリンについては、①に加えて、ガソリン製造者等の段階で課税(揮発油税の納税システムを活用)</p> |
| 【税率】 | <p>①(輸入者・採取者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原油、石油製品 2,780円/kl (1,064円/二酸化炭素トン、3,900円/炭素トン) ・ガス状炭化水素 2,870円/t (1,064円/二酸化炭素トン、3,900円/炭素トン) ・石炭 2,740円/t (1,174円/二酸化炭素トン、4,303円/炭素トン) <p>②(ガソリン製造者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン 17,320円/kl (7,467円/二酸化炭素トン、27,380円/炭素トン) |
| 【税収額】 | <p>○総額約2.0兆円</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全化石燃料への課税1.0兆円強 (うち石炭の税率の天然ガスとの均衡化0.03兆円) ②ガソリンへの上乗せ課税1.0兆円弱 |
| 【軽減措置】 | <p>○以下については、免税とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品原料としての化石燃料(ナフサ) ・鉄鋼製造用の石炭・コークス ・セメントの製造に使用する石炭 ・農林漁業用A重油 <p>○その他、国際競争力強化等の観点からの特定産業分野への配慮や低所得者等への配慮については、使途となる歳出・減税で対応</p> |
| 【実施時期等】 | <p>○平成22年4月より実施。</p> <p>○次年度以降、国内排出量取引制度が導入される際には、各国の例も参考に、排出量取引の対象となる事業者の負担の軽減措置を検討する。</p> |
| 【使途】 | <p>○「チャレンジ25」実現に向けた政策パッケージに盛り込まれる地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない。</p> |

○その他
 ・軽油についての個別の課税については、税制調査会において別途ガソリンに準じて検討が必要。

地球温暖化対策税の全体像

※ 【〇円/L】は、ガソリンの税率

〔 現行制度 〕

〔 導入後 〕

